淮奥雷漫録

五

特別
14
1919
239

176514

復古書後跋

安政四年六月百起事

蓬城十二書
精舎所藏

文云 寿成十年 よ迄こ寿も刻て
勢力所聚 ひ余の寿の軸に押印
の印也

蓬城

文 博華人

蓬城

北印二顆江氏秋吉印刻所載
余太に愛玩之ゑ迄こ
幸もしひるこの是ん也

一笑

一笑 杖珊珊

38- 9035

○三井家文庫蔵南蛮桶三上長次の銘を高らし早稲の図寸法ハ高さ八寸五分口ハ
ひろく底の径ハ三井家ハ戦地なるを先
しるしを付けしもあれ此の人ハ三井家
世ハ長次 紀上ハ長次の作なり

東京博覧会

を付けしも白石嶋のごとき其の作のむねなるを
ハ不又家紋ハ長を狩の紋をもつて付ける狩
れを仙果亭表采木ハ三井の家主
なるを南の流しあるを宗望の主業
ちなみに茶の湯の事ハ大西地の
の主婦ちなみに茶を点し
それも茶を市主
の家主ハ三井の家と略を
ハ家主ハ三井家文庫
と長俊注釈を付し略を狩の紋
ハ長ハ紀上ハ長の作なり或ハ

雲後刻し或る法官殿下所蔵の拓本を以て
ものとす（六月五日）

○唐寶銘早稲田の校友より墨義碑
搨本一套を早稲田に贈る 校友より乃ち二通
の書を送る 書を送る 唐
に致して謝を稱ずることもとより唐石唐
完璧の全碑を好る印ち之れを飾り備ひて
金石家の研究の料に供す 唐の厚意謝すべ
き所なり 断簡本と唐の古中 [illegible]
家を慕ふ 聯を作ることを [illegible] 早稲田
又金石の研究を [illegible] 慰しいよ

東京帝国大学図書館

高田博士閣下櫻花開落
芸苑暌違每念
法標良深渇想即詮
皋比晋祕道廢增疲 [illegible] 前年
手書嘱覓元宗泰山銘隷書拓本當即圖託泰安友人設法
購取特遣良工登泰山經石峪搨印全碑一套計五張附徽銘
文一紙計墨字七百八十九殊字一百零一原缺共八百九十字神氣
完好筋骨森然允称完璧寄塵

晒存珍藏

貴校可作金石攷證之材料用澍
嘗古遥集之深心亟前呈之本缺罅太多對簡殘編歎資鑒
賞幾好集作聯語送贈
大隈伯爵暨 同校諸君藉助
隙地法興郵筒多便寄帝
惠我好音專弗近悃幾候
筠祺

唐寶鋐謹上

四月初四日

東京樓廣藏

文を欲するを惜むなり宣ち裝潢一
帙を為すの優なるを信じ斬々の余の家中の
花ちとなる

○貞永御式敵式目一冊
冠頭に尾に昌平坂学問所の墨印
を捺し学問の文政辛巳曝書の印
を捺す
七行十四字本にて敵式正平論語と
似たる書格体に一致して誤字
使ふ字多し
紙質厚く本の丈の広さの宣ち捺

廣の事也

享保己丑の版なる共尾左の
識語なし

此書延宝代不易之法也故加法
家広以重鋳法梓事矣善
為俾吏愚蒙無学易読也爲
功後則自近速自近速則
犯法者稍少豈非行道之補
乎抑卿有先生村之夫子而
習之学者余寡爲之乎法
雖最子庶或諒察爲

享保己丑秋八月日

従四位下行左大史兼博士小槻宿禰
伊治口

共古版の或用改ゝ誤ゝ之次ゝ
元文以前の古版ゝ多ゝ之ゝ
利ゝ捷ゝ初めて刻しゝ者恐ゝ之
○余元治丙申命譜を修ゝ之ゝ年
ゝ前年文永丙寅ゝ修ゝ之ゝ年
ゝ筐中の旅ゝ二輪一快を得
ゝ節ゝ完璧を得ゝ
ゝ訪ゝ古偶ゝ文永ゝ於ゝ四快

完本の印譜を親る上下就斷の失ちるの文字を探し任てさんしもめ約の完和を容易に得一の[illegible]を以て遂に蹟を築中の[illegible]似僕甚だ廉[illegible]ミるの十人金を金[illegible]所し得べきあるが即ち多く石用の書を愛して僕の央を傍め、為めに巻頭の図書を書函或個を立めて[illegible]修呼[illegible]の書を[illegible]の書を捜めもと増捜する所[illegible]但[illegible]の書を集めて一の大[illegible]の書[illegible]の人の書

用文字に於て喜[illegible]利として凱[illegible]を美[illegible]

○二宮憲章[illegible]人蘇氏印略の稿本を作[illegible]金[illegible]を閲の此人[illegible]刻の[illegible]印[illegible]の人の面[illegible]此猶[illegible]公使[illegible]に於て印を写[illegible]を捜して[illegible]忠先[illegible]の[illegible]を斷[illegible]を深く喜[illegible]印譜を作[illegible]は二三の注[illegible]を[illegible]印数を多く作る一の[illegible]大体る印を止[illegible]紙と肉とを特造

[illegible]、又押し方の意を用ひしまゝとなし
押せしなるべし、然るに然後を鄭重
享[illegible]、偽を為すを奉[illegible]を二
[illegible]、一郎十世四[illegible]
と、二[illegible]印界の元年に紙を[illegible]所と
[illegible]の法意符[illegible]
[illegible]と[illegible]と[illegible]も詳しからず
○春木南湖[illegible]織石二家の私印某印
八[illegible]余[illegible]
入る又其の数伐を[illegible]
保存[illegible]南湖印秋扶桑

東京 樣原藏

未入京を南湖自身と思ふ
刻[illegible]
[illegible]石の印石秋[illegible]可京の
刻[illegible]織石勤王の士[illegible]余の
[illegible]の父と親交[illegible]
和[illegible]織石和[illegible]
と[illegible]話[illegible]事を[illegible]
[illegible]和[illegible]遠[illegible]
[illegible]終[illegible]織石の印
[illegible]余[illegible]第十の政を
[illegible]を得[illegible]

○高野寺本尊（三月）十七
[illegible]八千雛二座す
[illegible]
如論師を立てしもの
一顆の印を彫れと丸山
杉村氏に再三一来る
依て半紙二寸四方印を
作て忘れ刻り出れ印法
を教ふ不淵
上古有大樹名以八千年
為其八千歳為形

東京泉本屋

[illegible]
○昔菩鉢をもちて其の形を
[illegible]
[illegible]
境者田先生のみなる刻
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○四代[illegible]中の木鶏の書簡一通
を[illegible]

下田奉行川路聖謨を勧め人びとの風を改め
学を修め砲術を習はしめ浮雖
き人あひあつと木戸孝允を始め此人
々皆悉し砲術を学ばしむ且つ其人
危険の身を顧みず此人を救ひ
情深かるのみならず此人を恩人
と思ひ敬して師となす此人中峰
時に二年出稼廊の義勇三人の子
息と共に義死を遂くるや公其の
族を召し授産して其の生活を助け
て其の恩を報し此住友事業手

家を大坂屋伝兵衛宅に立寄中の
を謝して帰る公の着山府を文
言を元に戻し此時尼崎藩
商売をせざる思いる
の校文山田美妙氏と昌平黌吉三郎を
り未だ本書を竟ず文年分を未遂に
辞書を校訂し継て官版として刻しを
始めし歴代諸儒芳名年号を
び其の書を記き官版と称するの積もり二
る稿を成す此版の物語るの或を
ものの輸出せざるものの為に著松

清水坂しを京師城に図を元亨の版を摺
ひし其の数七千枚を京師を伊豆国版
を摺ひし城南の大森邸内の寺庫に蔵
ひし清水山の美を摺し五十部を
倒行し元亨二年書写せる其の数
六十四枚六十七枚昌平書写せる
版枚約七千枚、行
数の久しき嘉徳の比叡を雄ひしかも宣
版を刻しとる江州八左寺の後継者図
名を冒うものをもとめて補刻せしめ
き宣版本の鈔型の寺院村紙漉匠と
しるとも見えし原本のまゝのるて

東京帝国大学図書館蔵

高麗の版を打出しも無のこゝ栗福
寺とする且つ原本中神功紙とする
寺院郵注墨刻寺は黄山鈔型のと
ときを他の寺と同版ならしめる日枚
の多を用ひて倒行ひ紙漉匠と紙漉匠
上の各家と一枚ごの紙を各巻の志
賀右方匠と昌平書写と刻しる紙を
紙にするを用云用刻ひ平を二本立
一函を作る式を作る志面を録字を富平
書写の写を刻し平彩墨の裏面ひを其の
函中を花のある寺名を特の印倒しる我

を始附す、僅々五十部を刷行するに過ぎず、
意を用ひること深し注意の大抵の如し余往
年宣教図書の教供らんことを雲人坊号
吉野と称せるもの捉ひ難し之れを早稲
田の修文社に托するもの数十種なるべし、北
の昌平黌書と比しも実に雲泥なりや
未だ調査するもの出入あ
らんも唯北書の大略を叙するのみ
の如し嘗て貴重を以て得るもの二三あるも
硯屏　池の内村産　長谷
若桑を以て作る

蓋の鏡板は十字を劃し行住坐臥の
ありさまを一隅二個石釘痕あるを見る
都雅なる造り八角塔に書板を採
つて作るもの内村のものあるべし北
若狭の内村の家から出づ、若干
ばかりの前んそとを修飾せしひ
あるもの八角塔若干代の古本
近刻代なるも修理せしことあるし
北狩川に沿ひ新代のものもあり本を
あるべきうの内と云へし　研

表面也 好物の作らせたるもの
えし

茶器

小形 外面 アジロを以て四方を作
り蓋の鏡のもの のアジロを萬字
のスナレあり 支那の福のもの
出しとうの偽ものとうん 金物も
べてもしんうを織りを結び漆の味
物の自也 表面 紙型也
茶器 茶入 茶杓 茶碗 同様
り出しはきの樂 古左右の作品也

紫の印あり 茶碗 織部 茶
入 春手 茶中 同里樂 抱出 雪舟
文 飛 古 孫 を 接 す 古 も 胸 ま ぐ き
紫の心 と 元 る ぐ き う
四 月 中 の 作 也 茶 杓 浪 江 高 の 作
る 不 昔 抱 押 を 刻 す 抱 象 牙 の
茶 器 の 中 の 刀 番 を 浪 人 茶 釜 の
同 上 抱 作 也 此 の 茶 器 の 月 松 一
杯 有 し 浪 江 高 自 筆 此 物 作
こ し の 作 銘 不 と 不 茶 器 と 寿
本 細 工 の こ の こ と し が こ の 自 ち

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

香合

柘朱　角形　方一寸

蓋の鏡に福寿字を刻す

四色　彫紋　地　微[illegible]

也来柘朱色の漆器膳[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同

薄黒き漆器

麻の出し[illegible]形　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

既に述べし如く後の二枚きものなり

堆黒文庫蔵

長方形なる鏡一枚二寸許幅四寸五寸許（縦十七八分）蓋の鏡の表面を刻し用いたるものにして雷紋を刻し縁をまくして朱塗り隅々に真鍮金具を装う鍵つきの箱（ふた）鍵の箱（身）共を現ひたるものなり

つぎに述べたる第一箱なるものを後世に伝えたる箱の印籠印籠あるものなり

印籠あるものは異体を成せるものなり

北代記に少うして箱よりとりたるつき歴代を書の情報紙に載せつつ（貞享の頃）一頁載せたるなり

異体を成せる中に尚数世紀を経たる物なり

世紀を書えたるものあるなり今より三百五十年前の事なるこの印籠印籠丈を記せるものなり

奇体な新聞

（一號發刊當時の本紙）

花生

◎創刊當時の新潟新聞は本紙を探してもない位だから、他では容易に得られない。僅に新津の桂重章氏が保存して置くと聞いて漸く借りて見ることが出來た。今日となっては確に秘寶すべき珍品の一つである。

◎第一號は明治十年の四月七日に出して居る（斷はつて置くが、初號は明治九年に出して、半間休刊の上、翌年に一號を出したのだといふ）。其頃は社名を隆文社と言つた時で、新聞の名が新潟新聞。紙質は頗る上等だが一面三段で表裏を合せて六段。マアー寸今の新聞の一頁を半分に切つたやうなもの、但しそれより少し大きい。

◎此時分の文章は又頗る振つたものだ。最初の十筆齋木貫彦といふ人の入社の祝辭を左に掲載して、當時の文体がイカニ珍妙を極めて居たかを紹介しよう。冒頭に「記者書彦謹で言を大方の諸君に啓す」とあつて、中に斯んなことがある。

（前略）凡そ新聞なるものは筆を振ひ文を舞はし有を無と欺き白を黒を謎るの類に非る也……若し否らずして己れ富む所の蘇張の辯を恃み己れ富む所の韓柳の文を逞うし筆の趨るに任せて制止せざれば到底ソレ頓だ所で御役人様の御厄介を掛たてまつり身は天日を拜す能はざるの暗室に鎖され或は無けなしの金錢中より莫大の罰金を徵收せられ悔るも復らざる事に立至るべし柳も斯の如き馬鹿げた狂言は曾て一身に止まらずして社も亦幾分の損失を醸し出さゞるを得ざるなり（下略）

◎そこから「官令」の一欄があつて、次が「本縣廳の布達を掲げたもので、其次は雜報だが、凡て見出しなしで一項毎に○印をつけてスグ其下から本文を書いたものだ。

◎雜報は西南戰爭で持切りの姿で、中に「八代口の官軍は三月三十一日松橋を拔き去一日宇土を攻取りたり」などゝいふことも見える。新潟米商會所――今の米穀取引所――を東堀通八番町に設立し此月の五日に開業式を擧げたといふ記事があつて、本間新作氏の朗讀した祝文が出て居る。

◎裏の二段は一段が雜報と十筆の來越道中記で、下の一段が寄書と祝詞、其下は廣告と相場になる。廣告は目藥精水で、蘇柳の紹屬れが左の通り、後年博文館主となり

越後新潟港本町通九番町　布川太平次
同　八番町　和泉屋吉之助
同　五番町　中村嘉次郎
同　長岡町通一丁目　大橋佐平
同　三條町一丁目　鈴木七太郎
同　柏崎下町　西卷永一郎

◎參考のため相場も原文其まゝで左に掲げる。

○新潟米商會所（五日夜）

本場六月限三圓五十五錢五錢七錢七錢六錢五錢七錢八錢八錢六錢五錢五錢五錢

現場四月限六俵七分五厘七分二厘七分三厘七分二厘七分二厘七分二厘引後七分三厘

○同所　（六日書）

六月切手合三圓五十五錢引」四月切即六俵七分五厘五厘五厘六厘七厘九厘」同平合六俵七分六厘八厘八厘九厘引」

○新潟港正米　（六日）

上米六俵八分」中米六俵九分」下米七俵一分二厘」

○本日の景況書面の通り、尤も景配は買方不進み賣方手剛く不咏の方に御座候也

大豆六斗入六俵○三厘

但し望み人多く景況最率度引上げ申すべき形勢也。

◎第一號の紹介は先づこんな所で盡きるが二號以下少し珍らしい所を擧げて置かう。尚ほ毎日の新聞に、一々標題の下へ「毎日出版」と斷はつてあるが、此時分週刊もの などは多少あつても、日刊新聞としては縣下に新潟新聞只一つであつたから、特色として大いに吹聽したものらしい。

◎二號には「新潟裁判所錄事」といふ一欄が設けられて、今日三面に載せる窃盜種を言渡の原文其儘で出してある、一例を擧げると左の如し

新潟縣第廿三大區小七區
越後國蒲原郡荒川村農三五内長男　武藤松
其方儀明治十年三月十二日同郡新發田町阿部七兵衛店より眞綿五十匁窃取に賦金六十五錢の科窃盜條により徵役五十日申付候事

（未完）

◎二號の雜報中から面白いものを拾つて左に二項を得た。

○本港には是迄第一より第四迄の巡査の分屯所ありしが一昨日午後俄に第一分屯所（柾谷小路）を除く外殘らず引拂ひたり何の爲だか。

○本港より沼垂へ渉る信濃川は是迄船渡なりしが此度本港の梨子嶋より向ふ流在鷺新田へ橋を架し往來を便にせんと此頃本廳へ願ひ出でし由其人々は曾田留五郎今井令次、大橋伊平治、川嶋甚藏等なりと云ふ

◎此時分の雜報は東京種と地方種とがゴッチャになつてゐる上に、見出しがないから頗る讀みにくい。固より凡て五號字で二號字などは藥にしたくも見當らない。

◎こういふ風に書いて居ると全部貴新らしいものばかりだから、到底紹介し盡されぬ。そこで大抵は割愛して以下其中の二三を拔かう。

◎第三號の紙上に、縣廳から褒詞を得たといふことで、左の如き記事である。其書きぶりに依つて見ても官會民卑の臭が鼻を撲つやうだ。

○弊社の社主大倉市十郎は昨十一日本廳に召され左の御褒詞を賜はり當人は申すに及ばず社中一同有がたき事に心得て居ります。

副大區長　大倉市十郎

印刷場建築以來一層勉勵事務取扱向に至る迄一定見込相立候も畢竟其方盡力故と嘉賞之至りに候尚此上共精々注意益公益を可量事

◎それから第十號には永山縣令から新潟新聞を購讀するやうにと、各學區取締へ諭達した全文が出て居る。「此際各本校に於ては校費を以て別段購取り教員を始め學生に至るまで觀覽せしむ可く此旨諭達候事」といふイカメしいもので、當時如何に永山知事が本社を保護して新聞事業を奬勵したかも察せられる。

◎一体此頃の雜報文は、假名垣魯文などの影響に倣つたものらしく、甚だ下卑たものである。一例を擧ぐれば正誤の申込に接して書いたものに曰く。『劍呑々々、こわいく、是だからウツカリポンとして書くことは出來ませんと、把る筆さへふるへる次第は昨日本縣第一大區小一區の戸長どのより弊社へ向け差贈られたる左の照會書也、拜一拜取敢へず登記し讀んで正誤に代ふ』

◎加藤美須知といふ人が假編輯長となつた時の文章も亦た頗る妙だ曰く、『今般齋木醇、諸橋淺二、などの諸氏、それから佐渡貴彦儀社主の推薦ニヨツテ局長トナリ其代リトシテ假ニ押出サレタル迂生美須知ハ至ツテ未熟モノ中々以テ其任ニ堪サルハ萬々自ラ保証仕ルコナレモ貴彦モ此上相替ラス手助ヲスルト申スニ任セ今日ヨリ入替ツテ茲ニ諸君ケ告ケ奉ツリ併セテ從來ノ異龍益々厚深ナランコヲ偏願奉ル爲メ眞ツ平ラニ伏テ讀テ白ス」。末尾殊に振ふとでも評すべきか、何にしても手品師の口上よろしくでは無いか。

◎尤も一つは此頃の新聞として、よほど通俗にする必要はあつたのかも知れぬ。

◎此他記事のうちから拔いて行くと、今日立派な紳士が、小供の喧嘩といふ雜報中の主人公になつて居るのもあらうし、極めて趣味は深からうと思ふが、一々書き立てられぬから略する。

◎社説といふものは一切無し。論文めいたものは凡て寄書欄に見るばかり。此頃の投書家には、曾我埋橋、齋藤捨藏、小原醒醇、諸橋淺二、などの諸氏、それから佐渡の人で巖谷豬藏といふ變名を用ゐて盛んに書いて居る人がある。此中、齋藤氏は後年自由黨の急先鋒となつたが此時分は新潟新聞に縁故深く、果は編輯を補助したこともあるそうな。諸橋といふのは後に東北日報に主筆となつた諸橋淺二郎か、さもなくとも同氏の兄弟なぞかと思ふ。

◎齋藤捨藏氏が「斷髮を勸誘するの文」など今日の我々が讀んで見ると隔世の事を聞くやうだ。中には「屁の說」などを書いてあるから此時分の新潟新聞は愈々益々珍品である。イヤ實際、顧みて新聞紙の變遷進歩して來た跡を辿るには、此當時の新潟新聞は容易に獲可らざる絶好の參考資料であるから、充分尊重すべきものだと思ふ。

◎此點より見て桂氏が今尙ほ第一號以下の新潟新聞を保存して置かるゝ用意は深く感謝すべき理由がある、借覽したのは第四十七號迄だが、若し此以後の分も一通り寓目することが出來たら、尾崎行雄氏時代の新聞の体裁や、其當時の政客の題目なども分つて來て、隨つて傳ふべきことも多からうと思ふが、慶事匆忙、悠々出懸ける暇が無いのは遺憾である（完）

附記、前回の本稿に初號以來の新潟新聞所有者を桂重章氏と書いたのは誤記である、桂恕佑氏と記すべきものであつたから訂正して置く、尙ほ佐渡鰺ケ浦村大字背合の松本榮太郎といふ人も初號からの本紙を全部取揃へて藏の中に一枚も欠かさず保存して置かれるそうな

の文章を作るに研究をひとく要する
事にはなはだ自分の[illegible]
[illegible]を[illegible]
うとあるは、勿論文の技巧を字句に
ひかるゝ事多きのみならず人をして
ぶ[illegible]の外觀をいふ
を[illegible]
名の一人ぶりをとゝ[illegible]
[illegible]
る、尾[illegible]
[illegible]一ト夏休暇[illegible]

東京帝國大學

[illegible]
ず一文を[illegible]
[illegible]の[illegible]
つに[illegible]
[illegible]論を[illegible]
記臆[illegible]

○[illegible]
[illegible]
[illegible]
の中に机と[illegible]
くを[illegible]

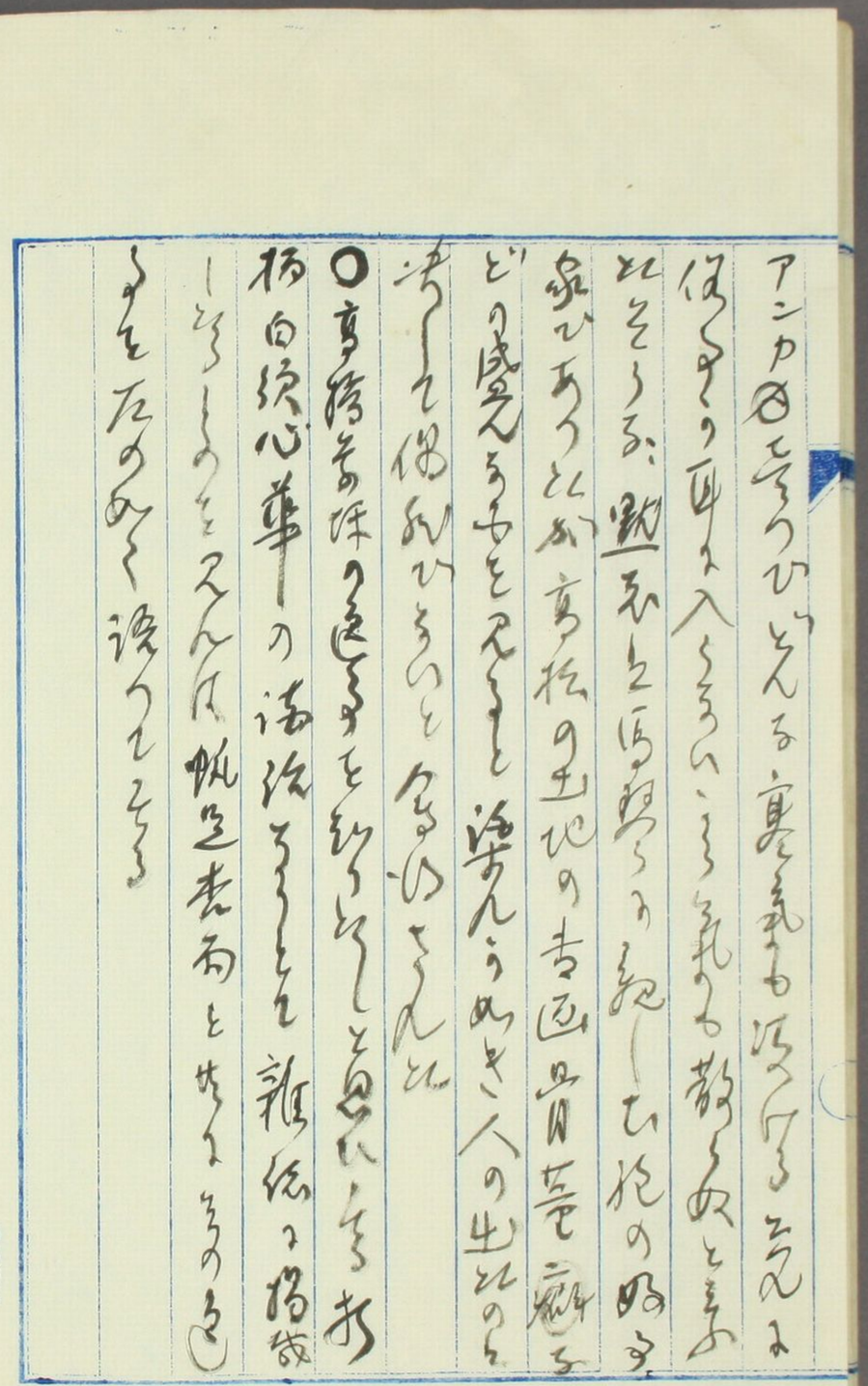

竹田の高弟帆足杏雨はあれだけの畫を殘して居るが、決して畫才のあつた人ではない。其の代り非常な筆才を持つて居て、一度粉本を見て描くと、屹度粉本以上のものが出來上る。で、席上畫などは描けぬ人であつた。其れについて面白い話がある。或る時杏雨の郷里に書畫會があつた。先生席上畫が恐いものだから、出席を躊躇してゐた。が、弟子が頻りに勸めるので、進まぬながら出て見ると、案の如く絹本をつきつけられて、是非鯉魚をと云ふ事になつた。先生仕方なく燒炭をあてゝ見たが、何うも思はしく行かない、酒をあふつて、其の勢で漸く書き上げたものを見ると、餘とも龍ともつかぬ極めて拙劣なものであつた。で、弟子が傍から「先生あまり髯が長くて龍のやうです」と云ふと、「何に可いさ。鯉は昇天して龍になる」と平氣で濟してゐた。會が終つて塾へ歸ると、早速門弟を呼んで、「戸津川へ行つて生きた鯉と死んだ鯉とを買つて來い」と命じた。門弟は不審に思つて、如何なさるですか」と訊ねると「明日料理につかふのだ」と言ふ。で、弟子は態々戸津川まで行つて、注文通りに鯉を買つて來ると、杏雨先生其れを持つて一室内に閉ぢ籠つて了つた。夜遲くなつても、何うも寢たやうな樣子がないので隱然行つて覗いて見ると、生きてゐる方は盥に入れ、死んだ方は俎の上に載せて、一心不亂に寫生してゐた。而して其の夜徹夜して、遂々書き上げたのは、金泥まで使つた實に立派なものだ。而して翌朝弟子を呼んで早速以前の席上畫と取りかへさせた。この一幅は南畫の傑作と

高橋草坪は竹田門下で最も俊れてゐた。非常な才子であつたが女には脆く、黴毒の爲めに大阪で死んだ。生地は豐後杵築で大阪と云ふのは誤謬だ。

まだ竹田の許に居た頃の話であるが、一日草坪、杏雨、直入の三人が集つて、ひとつ女郎買ひに行つて見やうと云ふ事になつた。然し三人とも貧書生の事だから、いろ〳〵に相談して見たが金の工面がつかない。で、各自の描いた畫を賣つて費用を作らうと企てたが、さて賣つて見ると何う勘定して見ても一人分しかない。仕方なく籤抽きにする事にして、草坪が紙を三つ切にして、○のついてゐるのを抽いたものが行く事に決めた。第一番に抽いた杏雨のは白紙であつた。直入の抽いたのも白紙であつた。草坪は殘つた紙を開いて見て、「己れのが當籤だ」と言つて、直ぐ口に入れて嚙んで了つた。其の所が後で開くと何れも白紙であつて、杏雨と直入とはうまく誤魔化されて了つたのだ。

また或る日の事、師の竹田は山陽に誘はれて、嵐山の花見に出掛けた。其の留守に或る所から竹田に畫を賴みに來た。すると草坪早速承諾して、自分で畫を描いて、竹田の落款を捺してやつた。而して其の金で豪遊をきめこんで知らん顏をしてゐた。其の後暫くして、其の家から畫の表裝が出來上つた。山陽先生も來て居るから是非遊びに來て呉れと招待して來た。竹田は其の家へ何も描いてやつた覺はないが、其れでも數の事だからと思

つて、草坪を連れて行つた。草坪もそんな事は悉皆忘れてゐたが、行つて見ると自分の畫いたものだ。で、事愈〻發覺と恐縮してゐると、山陽先生は頻りにはめたてる。竹田不思議に思つて近よつて見ると、落欵こそ自分のものだが、畫は草坪の書いたものだ。草坪座に居耐らなくなつて次の間へ下らうとすると、竹田グット睨めつけて置いて、「これはなかなか苦心の作だ」と言つて賞めた。而してこの畫へ山陽と竹田とが其の事柄を書いたので、非常に有名になつた。今京都に殘つてゐる。

一茶同好會當初の出版物

有名なる

一茶七番日記は本年二月刊行の新小説に欺かざる俳詩人一茶の記事に於て、時雨庵主は縷々一茶の俳詩の眞率にして空想的ならざるを説き七番日記に論及して、▲一茶の俳詩の空想的にあらずして現實的たる處既に斯くの如くである、而して一茶がルーソーの『コンフィッション』よりも猶僞らず欺かざるの『コンフィッション』は、文化七年より同十五年迄九年間に於ける『七番日記』である、生活の詳細は云ふに及ばず房事までも明記してある、是れルーソーと雖も敢てすること能はざる最も欺かざる最も僞らざる『コンフィッション』と言はねばならぬ。

と云へり、宜なる哉欺かざるの俳詩人は僞らざるの日記を書遺せり。

欺かざるの七番日記！、今や僞らざる一茶同好會主の手に因りて秘密の卷は繙かれんとす。

其眞情の流露するところ、一茶の眞面目は躍如として出現し、咄々人に迫りて其温容に接するの慨あらむ。

一茶七番日記原本　原本は内山紙（信濃國產用紙美濃判大）半切二ツ折の横本にして上欄に日記をものし下欄には俳句を列記し一頁四十行に書詰めたり、一茶は往々反古の裏及び摺物の裏を利用して句帳を作り甚だしきは暦の裏又は附木等を用ゐ懷紙代りとなしたるより見るも、用紙の節約より斯くは微細の文字を書詰めたるものならん、其筆端の走るところ恰も竈兒の掃立てられたる種紙を見るが如く、到底精巧なる寫眞術を以てしても攝影し得らるゝものにあらず、遺憾ながら其内の明瞭なる箇所三枚を「コロタイプ」版に付し、他は活字を以て翻刻する筈なりといふ。

一茶七番日記翻刻体裁　上等洋紙菊版、七百頁、横本、倭綴、肖像、及終焉の土藏、墓表、を「コロタイプ」版に印刷して卷頭に挿入し、裝釘意匠は齋藤松洲畫伯の苦心經營に成り、珍本に耻ざるの裝釘なりといふ。

一茶七番日記内容　一茶七番日記は文化七年より九ヶ年間に亘る一茶自筆の日記にして、其俳諧に於けるや既業に一家を成して老成圓熟天下比なく、彼が生涯中最も全盛時代の俳諧日記の珍本なりとす、其内容を概括すれば、句稿計約八千一百吟の多きを始め、日々の晴雨寒暖の微より社會人事の出來事をも網羅し、之を行るに輕快の俳文あり眞率の紀行文ありて殆んど一茶一代の精華を萃む、且其最も緻密なるに至りては、例へば各月末に晴幾日、雨幾日、他行幾日、在庵幾日、句數幾許と記し年末に至りて此等の累計を算し、更に驚くべきは安永六年一茶始めて江戸に上りし時よりの日計をも間々何萬何千何百何十日と計算せるあり、以て彼が精根の尋常ならざりしを證すべく、又彼の有名なる『古郷やよるもさはるも茨の花』の吟は此日記によりて文化七年

五月十九日江戸より久々にて郷里に歸りたる時の作なると共に其何故に此吟となりしかを知ることを得べく、將た一茶の妻帶一家を成せるは文化十一年四月十一日にして一茶五十二歳の時なりしを知り得るが如き、一茶研究者に取りては此日記ありて始めて畫龍點睛の思ひあらん、其他仔細に觀察すれば、一茶が生活の狀態、其嗜好物、園藝、歌舞伎、角力、講談に於ける趣味、若くは子に對する苦心點式の收入、俳友の文通等總て一茶一代の梗概は皆之によりて判明せらるべく、單り俳諧研究の寶庫たるのみならず又其時代の人情風俗の一班をも窺ふに足るべし、殊に卷末には參考として、一茶年表其著書、財産、俳系、家譜、宗門人別帳年貢庭帳を附錄とする由なるを以て、一茶研究の資料として殆んど完璧と謂ふべきなり。

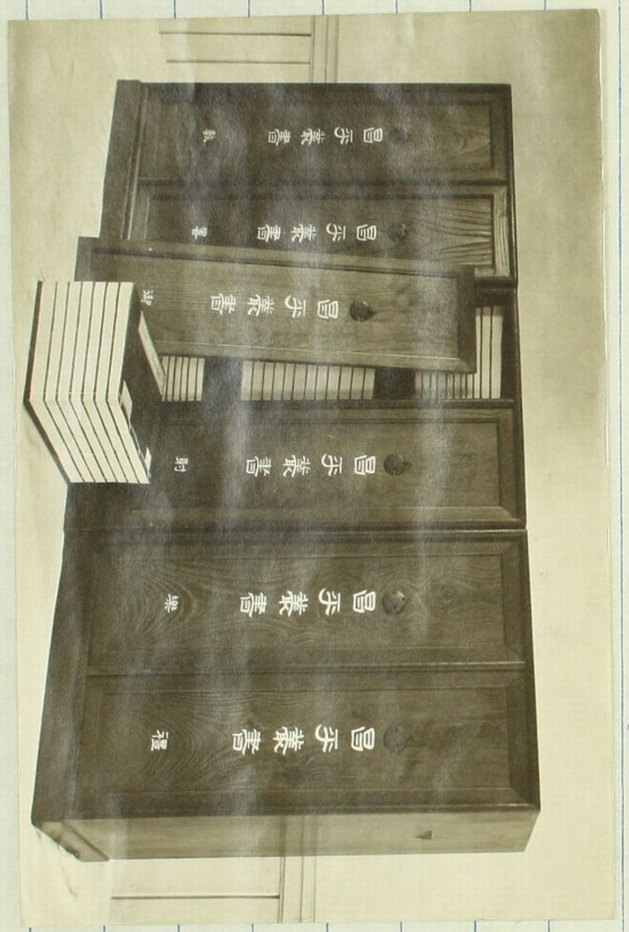

加賀藩雲竹と図書

徳川幕府の藩政書に帝王編年紀を学び先づ指を天下に屈し次て加賀藩に屈す天下の老圃と加賀の松雲公とを教授の間に天下者を新考級を[illegible]修史事業のために先人古籍を蒐集し[illegible]て天下の文学事業を奮興し天下の文学こゝに加藩の図書蒐集の[illegible]こゝに教育して[illegible]の[illegible]と四庫しに加藩の図書蒐集に天下を倣ひ且つ藩学[illegible]と為す為人[illegible]加藩を[illegible]つて天下に[illegible]早く蒐集事業を[illegible]

図書の寮に遠く所戸の上にあることを
所戸を修造事業のときに図書を蒐集し
たるを以つて其の集めたる図書
図書寮に又多くの史料を加藤に於て
八方に寺籍を行うとして採集をつとめ
たるを以つて其の区域の広きもと同りの論
なるべし 蹟を稀覯の珍籍を集めらること
亮うも今の図書寮の為すべきこと
なしを以つて其の良書を蒐めるに於て
も愛うる所の上にあるし
先ず時代に於て加藤先きなることを云いんと

先図卿の態度なること文元年なりし松雲公の入
部も四年也但し之れ今の四歳の所三年先
図卿世子をして史局を神田の別邸に置きて
図書の校正を明らかにせしめたる所の論者
端の多能史事業の補し先人なりを改めて
を寛文十二年新設を設けたる後なり
人を派遣して各地の図書を求めたるを天和
元年吉弘元章伝を宗像を南部に派
遣したるを始めとす松雲公の歿して直書
の始めを第流二年(少なくとも)なることを
の手抄 五年二年定家卿に倣つて自筆なることを

浮びて而も大規模に書物才覚奉行（一名
書物調役なり）を數名（中に小瀬南宅七あり）
を各地に派遣して寛文年間に於て起
等の事業を以てせられたるは加茂流に寧ろ秀
府に於ける先輩の統あるも僅かに然るにあらずんば
加茂流の和歌を徴したるが如くにあらざりしを斷
じて格を變へんとするの如し
蔵書の事なりしことも和歌をも大寫一
書の紀として種々の議論あるとも和歌の古
田夏曠の華表をも引きて和歌三萬巻
に加茂流の學説となすと云ふ事實を總じても驗也

東京 榛原製

然れば加茂流の目的を以ても國書の蒐集
をつとめたるも此頃は蒐し實に光圀公を
於ても公の閲したることなるも其際の名に光が
多く蒐集を知らずして利用の案あるとも云ふ
ことなきに於て曖昧なる蔵書を與へられたるも
意にある加藤の家書を作り書情の三葉集
及びを現はす着手されたる事蹟を徴するも決
して其意味に蒐集をつとめたるもの甚
なきものとすべきにて光圀公の蒐
集の意味として本来其性質を異にし
大に國書の趣味を及せしめたるもの究

ハ所謂る図書及宋と云ふの真板なりと
思ハる、されハ公の集めたる図書を始
めとして其用一家(図)のものあるべし 今の
図書 鎌倉家の心ひ移りしことき 坂吉の業
集されいとく書籍力を改さんとなり
公の蒐集せられたる図書を家中蔵書とせし
とるや詳ならずと雖も 吉原八棟を充す
ものとなりと云ふを以て其の一端を知るべし
而して公を作れ数の多きを含ること あるべ
入唐と云ふ撰を特に撰ぶ新撰
親閲せられたること前田家の記録に歴然

なることなりと 此れ一の拾遺を方立家此事の人伝
なる作れ路者と云ふ 左右の手伯也 雖
ふ此とくと大りの事を異まるべき伊公を先づ
行の命じて其を部数の書を去るべきを命じ
之れを参考の利の用図或を之れ去ること
なし 或を唐を 唐数を之れ深く 而も
取捨を為すべ新撰 公を辭書を海猫 自ら鎌倉力を得ら
んとすること 特のべくもあるべし 私書を撰を儒
士ここも公 奥云 鎌倉の長せんとすると
云へ〳〵 公自身も之れを自負せられること

西三條殿にも傳へられし書札中古のものゝあまたあり
ても知らる
家業の内儒学化書も和書も殆無く内儀
御内方にはしもさる候書二種も自見（ら）
三條池見化假名の候ふ
於ても公の私書は無業手紙にてありける是
正氏之蔵を得て備へる四十餘年師と
私書の方法も恰も古今の伝史料繪畫等
のあるもの、公園合化の古社寺旧記録
伸家内府勧しも古書の存するを可及なさ
るゆゑ新聞片紙を集めても古今の資

とならんことを望むる是も完りのまゝ〇〇
此閲書を残すもの習慣あらしむる茲に
し時代にありて刻ある政を参考とし
公家編年あるのものを刻みて整頓し一あり
候ても是を異として公の家に並べて日々力
ありと云ふへく此に於て文書を保存
のあるもの並に收集の業私書の保存
四十年の歳月を費し此等の書を整す
る果しても成十篇のまゝに集し得るて
成んと渉り知る一のたるこその無しも尚ゆる
此論文山南邦鏡所収（竹内久文章）

の孫たる之あるべしと雖も猶列侯等の朝紳
諸侯等を仙洞に家人と為し終に朝
鮮支那に亦手を延ばすの勢
を生ずるに流石雄藩の面目と称する
のみにて而して利害の如何を顧みず西欧を模倣し
あるに如かず今日の急務と云
へるに外ならず天下の秘書を捜索し之を修補
して私家の為し得さるを恥とし美
書を蒐集して而して公の之を為し得たるを喜
かるべきこと前述の如くなれば修補
原因なし今日の修補の大なる行用を

東京帝国大学

持ることこれなり公家は因書の趣味を
ここに求めず他人の秘書を図書すること恰も
自家の秘宝を発見するが如くなり高貴寺
社等伝来の秘書も亦多くは因書の毫
厘も違はざるを敬服するに至る
修補整理せらるるに或は装潢し或は函
を作り之を収めて或は保存者に
所しと之れを返却しかるに東寺の文書の
ごときは函を作りて之を
収めて之れを返却せらるる東寺の文書なる今
文書の元のままこれなんぞ所也筆を修理を

かゝる事あらん或る場合に於ても文庫をも
建築して寄附せられたるも甚だ著しき例と
西三條家に於ける公の措置にして公は同家
図書の修補の為めにして特に用紙を漉かせ
られしことあり初めて文庫修理の資
を出し後ちまた文庫を新築し且
つ女を以て西三條公福卿の妻めあはさんとせしも
是に力あることのありしなりて図書を愛玩し修補保
存を人に奨励し其の力なきものにはまた自資を
與へられしも自然の勢也 公は天下の図書界に
横行闊歩して縦覧の特権を得たるも

東京榛原製

蓋し偶然にあらずと云ふべし
尤も見る公は其の蔵書を世に利用せ
しやの問題に就ては公は頗る秘密を
まもられ之れを人に借覧することを容されざりしに似
なるも其の弊害の当時に及ほしたるもの
著しく大なるものありしも林家の風
因新井白石なとの貴重の図書を借
覧せしことを許されず請書を徴して明
らせ公は楽華字苑を選する字書を自ら
に備へんとて借らんとせしも又歴代叢
書の名の如く唐土の有ゆる叢書を出版

[illegible]と合せられんことを切望する次第である

終に成就の暁に[illegible]と共に公の志の存する[illegible]

[illegible]の[illegible]を助けられん事を大成を望はしたるも公の和の[illegible]上の業績を[illegible]

[illegible]の[illegible]書[illegible]の[illegible]の[illegible]

[illegible]自身も協和[illegible]の[illegible]味を[illegible]

[illegible]の図書（[illegible]）[illegible]

[illegible]十数[illegible]

東京帝国大学図書之印

[illegible]大内[illegible]二個の[illegible]

しと[illegible]

[illegible]

北[illegible]前田家の[illegible]

松雲公後三[illegible]一部を[illegible]

[illegible]三千[illegible]

図書[illegible]を挿入し考證甚だ精し

[illegible]の図書[illegible]

しも公の図書[illegible]

[illegible]

終に[illegible]大[illegible]

を報じて後の文書を次ぐことを
明治四十二年六月廿六日 柳田

○書籍保存のすゝめ

先に早稲田図書館に家系の古籍数十巻を寄贈せし際、舎の幼時の師匠
吹塵士熊本氏記し舎を勧めて曰く
「古書の花石陶器書画の類は
人々皆これを愛す古籍の豊富なる也
自分の家にもなんとか保存したる師匠

の書籍物語ることゝ久の為に俗のこゝろ
整理を試みんとす云々貴重なる機の
機会なり展八歳の男子記事録をも舎を数回
の書籍を繰るを後の民を訪ひて約
のことゝ書籍を中一冊なんと請ひしと民
小説を異さんとする世間の舎を為つて曰
く言ふ云ふ教師し来きし古籍小
人の花自身の物語を一人も絶急な情
しくこゝろ〻〻教師記の著作
左ゝは表に貼ゝの備ゝ一二回ゝ上
ゝさらし自ゝ者と

金の多寡のみを以て商売の得失を図らず
も数年或はあるいは商売を続けるとしても
始めは容易く繁昌し人も多く集つて
んずるも始めは利を貪り自分の利を顧
まずしかるに次第に古商保存の思想の
ある迄域を脱めんとするまでこそ大者
と謂つべし
書籍保存の必要なる人のを保存する
ものを現存の人の古商を捨しく
新に最も強しとする人の指導に従ひ
新り特に任ずる人の古商の方容易に得

○必要の評
細を書商間
後味を論
する場合を
とるべし

可らざるを思ふに人の多くも保存せざる
ものは他なるべし而して其人の古商
を得さるも同じく不便を困難あるべ
金を手間保存の事を人の奨励せん
事は他なるべし
其他事業に従事する場合に
必要あるべきの為也。自分も如何なる感しを
なるべし方便を此する事多し例へば
自分の家系に属する父祖の古商のごとき
を二通して孫に思ふ義し父祖の商
業保存を同のあるも移を変くと一般な

る古物商売をしてゐるものは未見の先代を始め
と思ふ新と活躍し来る母り其の人を見ること
始めて便利を感ずるものあらうと思ふことあ
くまでもそれは自分の家に
賞とすべしとなる限り敬し人の家にあるあ
も仰ぎをもつて年を経てとなる
ことも得ることそれは年にんあるも
他人の古物を集むる二千円も出すあ
て家廟の古物を一いるとなる集むるを
得ずそのしく早く集付けるとなる
もまたこれを考へるべき故なるべし想ふに

余一人のみならず古物を保存し因故の必要
を感じ必ずや金を費を惜まざるべきなり

全体古物を其人の面目を躍如たらしめ
ら家上等と称するものの故あるもの也かく其の
内容の事実を行ふ者の考察とする拙者
益々働きをなすとなるうめき必要なる
且つ搭を論ずるとまるも面目躍如のに
て或る所或る場合に於て保存を要する
ること充分も其人の家を見るの必要
あると同じ而して自分の部屋を以て

んば或る場合或る時機に於て言ふべきも
大切なることは男女の所説を言ふべき性質の問題
なるべき又両者の性格を推測するに当りては其人の性格
を推測するに当りては其人の言論其の人の性格其の人の趣味等を
も知ることを得るを以て別に重大なる大切
なる場合に於ては其人の性格を充分研究
しなる事柄のことなきを其の人の行為を
又其の人の表徴をも言ふべし軟弱の
論なるべし
知る場合なるを考へを極めることなるも

徴を刻むことあるも但此は敢て
なるも其の特徴の保存を図るを概して
言を留めざるべき異なるを例の有を試みを宜
有に行きなるべよ之の機を利用するよ今此相
行なるを持なるべよ紀念すべき
人の肖像を彫刻するよ彫刻師あるべき
指なるも叔父人の肖像(遺墨)其人の手蹟を
求めるも保存なるべ例は義と
何んを指なるも保存なるべ例を
例の人の行為を記録を功績を
会出版なるべなるべんとする場合なるべ

所人の安寧を妨げざる物迄も手間取の者
異を出たることなくして全体を其社其校
其宜術を尽くし信へらるべき縁あり
又事実一異なきあるべきこの
後段の言うるこの為供し却て他の
之を求めさるを得さる事あるを為す様
着手する事実の如くなるや
宜術を全社の安校を校長責任を
ちへき因者第の者を校長なるものあん
如何なる其の宜術を創立を設
り或る重要なる大事件を設る或る

大恩人のなを設るこのあれ一人の設るや
セコンドヘンドを偽る社組をあるものを
る無をなる歩人を自身なる[illegible]と
一をんるを貴重なるものをあるべし
若し如此等の行社の責任者を法到する後
今なるは之なる如此等の文書なる責任
の後地を与へん金[illegible]紙会人なるの
命令なる引し如此等の責任の地位
を出ちへきを論を法なる、而して之を言
まいうことを貴後のあるなり常に一見
又有の紙のなかを要を書なる者閣なる

とを思ひ出づる毎に感慨に堪へざるものあり

[illegible]

金を投じて慶應義塾の基礎を固めたる功績を忘れ
[illegible]

[illegible]

[illegible]

塾を起したる時の苦辛[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京帝國大學

生の生ずる[illegible]

[illegible]

[illegible]

如上のことき此個の記念物の後ろに存する

[illegible]

[illegible]

一つの校の紀念碑を作ることに於ては

四五[illegible]

の方[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

何日か何所にて紛失紛失の場合を考へ合はせて其事を感じ思ひ付き得難き困難したりと雖も不足の者の場合の重要事件の場合に別して其の重要事件の場合に其の有力なる教授を乞見を我りしなる書面のことき紛失の場合に於ては後悔する者なることを示唆もて、紛失紛失の際立ちなる書類なるものとなる既往の関係あるし所の全部の書墨、断簡零墨と雖も所あれこれと望む場合に臨み得難きを

困難なる毎の事を思へば平素書簡類を保存するの必要なることを思ひもさるべし

手紙会と云ふ主脚也も見るべき簡紙紙会の検査するものあるべし其事其用書面或る場合に於ては重要なる書類と雖も紛失の時を記すと銘打ちたる文書を古簡を除き他は焼捨てあるべし

漢字共の略化と読るものあるべし共の記刻を強るもの也此点味なる所なれども共の折りの事実を細の

又耳つ硯箱に添へたるものあるべし何人記念物として多年愛玩する所なんや

それを学者の折角の
愛玩する書簡を高価百円位で
他の愛玩を感ずるものと之れを存せざ
るべからず単に無用帰つて明治時代の
決して煩雑なるものあるべし但此硯箱の
ものと云へば取扱の方、一概に
書簡とし云へば其価値の如何
内容の如何に拘らず之れを保存すべし
とは終に文術今日の様のことなき様

頻繁なるものに指定を加へ庫を設く
るものこれを以て終に玉石俱に焚るの
災あるべし、特別なる書簡を花する別類
に結果を指定致せざるべからず、其々其
の文書書簡に一個人の指定に特に固体と
指定し為に保存を心掛くべきなり、他
日唯脳の悔を免るべし大切なる務世指
定書簡保存のすべきを作ること
明治四十二年二月二十日 松本孝次郎
謹て床上四字
孝次郎

○この頃秀吉新たに出仕の命松平大政の妻
松平の茶湯を前者と記し
たりしが其の年月詳かなる中絶武蔵
の後るゝとなきのみ其中を知らざるも
此茶を異人間花を好き其個の作ら
せたる茶湯中の尤なるものなり利休を
召て指南させ給へ稲葉丹後
下総守加藤主計頭の茶湯は利休の弟
子の流なるを以て利休の名
うくるの茶を習ひ給ふ松平家に仕へるは
もし宗甫の流なを利休の流なを

汲もるを以て尊ぶことを立流を絶し利休
忌のあるを松平家のみ之を伝り
来り重前に仕へ給ふ
の為なり秀吉の命松平家
へ家臣を茶湯の中興と言も其の
資を以て其族の枝葉を生じ
七八年前此者を写ひ
て献上し今に四家城の存在せるもの松平家
木平と守とのみ之を相上の一果を留
むるこの一果を
祝し合ひしもを惜ひの茶を富せしか

追而と云ふの言の何んを書きに存する哉
らん
日ごろ我が書の草とて一冊の印譜を照らる
又余自刻の心在せねばるその印大小
五十四皆を精明らして草に近来の傑
也草とるて此作に從ひつゝあるを云り
而も完如として全部完璧の印譜を示
さる余且つ驚き且つ喜こぶ草に語つて曰
く人持此等の作は從来光が其言あるを聴
聴し一顆を刻する毎に必ず嘆賞す而し
て或は全部目の印を読むましてはこの比

東京 榛原製

首

尾

今皆能く君が自から
刻之丸を品を異にす全
の数倍すなからん兹
に依って石田手の何月
にあるを聞ふ思く本年
二月よりものを作し始
め大成すると上に
捺すことを前にして純
もして一頭を存し
ここに追ひきたる偶然錯
集すのるる諸を備え

変を四ヶ月を出さるる此世界をみる事勤勉思ふべし（明治四十二年六月廿六日記）

○朝倉氏より移植の事

もみの苗蒔を今年本葉を系統別に栽培し一二枚を日あらう一見表（裏）を知るの料に充てる人なし若心苗集足利氏の後世若子なし妃の山世子及び今代各種のやうなるものを集め標本標説書の新たもまた丸を表裏を知るの材料とすべきあるを拾めたるなり弾を節すべきを一部四五十冊を作るなり書物例の通り云移植伊

藤信和語一冊六十四冊を作る生母本を

もも一二枚摘み山刷を之れを標本之れを充て帳

地図又なるなる七十枚なり及び差し平

の傍を積算する三百四以上なる及

ふるの也須臾金入帰す金を作る国書

録入拾枚を標本とする人なんとする人の日

録を著く

移植及作字之

猿の子　芝利氏　移入

深氏和信　諸法　光深法印市

奈良移植

四十くおろ　挿絵摸　極彩色

儀礼芳系　自寛永　正徳

伊曽保物語　流布本

清水物語　三巻　寛永十五刊　半紙

誰の身の上　山口元治　明暦三刊

表紙　本文　挿絵

鈴の音子　寛文刊

浦上物語　稗史中心　寛文二刊

本文　さし絵

松会開版本　芳流寛文以

二人比丘尼　鈴不正三心　寛文十刊　半紙

東京都立中央図書館蔵

恵び草本　自寛永　正徳

愛宕地蔵の本地　慶安年刊　挿絵

浮世草紙　自元和　至延和

好色一代男　四　井原西鶴作　天和二刊

表紙　挿絵

好色二代男　西鶴作　貞享元刊　挿絵　四巻四冊

日本永代蔵　日上作　元禄元刊

表紙　本文　挿絵

好色六ヶ敷　元禄四刊

表紙　さし絵

宇津山物語　森田珍文作　寛永三刊

傾城禁経義　江陵女硯心　寛政八年刊

　　赤彩色　横本

其磧主人著　　刊上心　元文三刊　七冊

上方の俳諧　自寛保　至明和

　　赤彩色　近路行者心　寛政年刊

懐物語

読本　自寛政　至慶応

仙蛙三千録の代記　赤彩色　文政元刊

　　海川　桃洲　仙家月の代記　天保十四刊

英草紙　近路行者心　寛政二刊

　　赤彩色　挿絵

本朝水滸伝　建部伝心　寛政二刊

東京帝国大学図書館

　　赤彩色

通俗大雪伝　山東京伝心　北尾重政画

　　一名孔子一代記　寛政元刊

常世下手語義　浮世心　寛政二刊

京屋節一文　曲亭馬琴心　寛政七刊

　　馬琴後年ノ印心　長谷画

里見八犬伝　曲亭馬琴心　柳川重信画

　　一九心　寛和刊

膝栗毛

　　赤彩色

風来山人集　金屋書肆　四方山人心？　天保二刊

　　三冊　杉山寿栄画代心　寛政十五刊

　　一本

七癖上戸　式亭三馬作　文化六刊

三教色　東来三和作　寛政三刊　赤本

辰巳婦言　式亭三馬　寛政十刊　口上

癖の癖　寛政刊　口上

蕩子筐枉解　本文

吉原傾城錦の赤い絵　京伝作　寛政三刊
の世界

松子方言　田舎元人作　明和刊

自文化　至天保

人情本

然極の化　天保十刊

口絵　口挿絵

花の化　一九作　文政七刊

東京都立中央図書館

風俗東おとこ百人　上方向とうとうと大坂本と云ふ

上方ことば　粹書本と称す

赤本

自寛政　至寛政

猫の鰹金銭　享保　年号（模）

花咲爺老松葉言葉草　奥村政信作　模

初春のいとこ　延享七刊　紫川治立

神仏大ふるまい

三月雪解姿　北十郎初春のいとこ

黒本　自寛保　至寛政

妖物十書新　文政　壁一刊　志紀

朝比奈三郎力鑑　〃上　〃

通天楷梔緑　多田満仲　本文共

二代政宗　文淵画心　志紀

青本　寛政四年以前

自寛保至寛政

作妖化物退治　奥村利信画

妖道成寺　明和年刊

今様元亨　〃上

一流黄金渡　明武長三二心

北尾政演画　天明年

天道浮世出星操　三馬初心　豊国画

定本三刊

福界行脚　志紀

黄表紙　一：青本と同

上製紙元表　再往

艶姿浮名面影　本文　天明刊

偽名手綱忠臣鑑　寛政九刊

天道浮世出星操　本文

青の後裔千疋牛　文化元刊

紅絹本　自享和至嘉永　一名庖廚絵本

輕い噺　一九作　豆之画　喜多川三刊

合巻豆本　自文化　至幕末

義経千本桜　吉原百人本文

英泉画　文政刊

合巻本　自文化　至幕末

釋迦八相倭文庫　一代記

水木亭　南総里見八犬伝　口絵

本文

終に元禄世の表色の紙を添ふ

元禄世の表紙の事也

東京積善堂
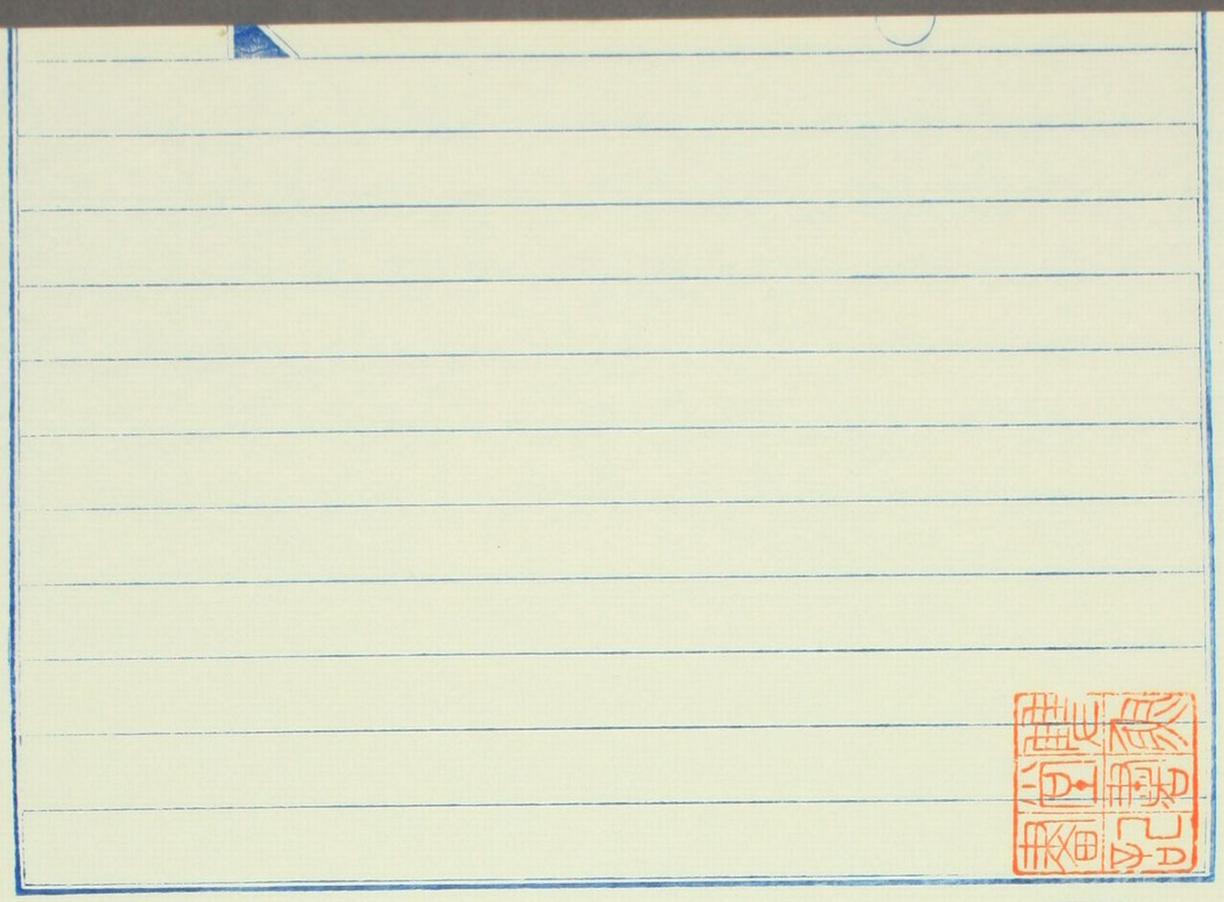
以下
4丁
白紙